

不良債権問題の現状について

## 1. 不良債権処理の強化

## (1) 特別検査の実施

10月末から主要行に対する特別検査を実施。市場評価等を適時に反映した債務者区分、償却・引当を確保。

## (2) 積極的な不良債権処理

主要行は、最近の景況悪化を踏まえ、かつ、特別検査の実施を念頭に、

- ・ 経営不振企業の債務者区分見直し(破綻懸念以下11.7 12.2兆円、要管理を加えた不良債権計18.0 20.7兆円)
- ・ 要注意先債権の引当強化(取組み例：一般要注意：3% 7%、要管理：11% 38% 等)

等を実施。

上記の不良債権処理に伴い、不良債権処分損は当初見込みに比して3.4倍に増加の見通し(通期予想1.9兆円 6.4兆円)。

## (3) オフバランス化の推進

主要行の破綻懸念先以下の不良債権を既存分2年以内、新規発生分3年以内にオフバランス化。

○ 12年9月末時点の残高12.7兆円については、オフバランス化により1年間で半減。過去の負の遺産は相当程度処理。

	12年9月末	13年3月末	13年9月末
(既存分)	12.7兆円	→	6.6兆円 (48%)
(新規発生)		3.4兆円	→ 2.6兆円 (24%)
		(新規発生)	3.0兆円

各行とも、13年度下半期に大幅な不良債権処分損を見込んでおり、オフバランス化も一層加速する見通し。

## 2. R C C等を活用した不良債権処理・企業再生

### (1) R C Cの活用

#### 金融再生法改正（時価買取り・入札への参加）を受けた取組み

1月11日に改正金融再生法施行。同日付で買取価格審査会拡充。

- 1～3月に複数の金融機関が行う入札に参加予定。

主要行とR C Cとの間で再生案件等に関し協議中。

#### 企業再生について

1月11日、R C Cに企業再生検討委員会発足。

預保・R C Cの手持案件約60件について企業再生を検討中（一部再生型処理実施）。

### (2) 企業再建ファンドの創設

日本政策投資銀行、R C C、民間投資家による企業再建ファンドを創設。

- ・ 企業は、私的整理や法的整理により厳格な再建計画を策定
- ・ 銀行（又はR C C）は、債務の株式化により企業の株式等を取得
- ・ 企業再建ファンドは、銀行（又はR C C）が取得した企業の株式等の拠出を受け、当該企業の株主として企業価値の最大化に努める（ディレバレッジ・ファンド）

日本政策投資銀行の出資枠について、補正予算で手当て（1,000億円）。同行は、企業再建ファンドに出資する際の基準を策定・公表し（12月11日）、同日説明会を実施。

主要行、日本政策投資銀行、R C C等を中心に、具体的案件について検討中。

### 3．主要行の中間決算等の状況

#### (1) 中間期の状況

積極的な不良債権処理、株価下落による影響等から、13年9月期中間決算では主要15行中11行が赤字（主要行全体で6,500億円）。

13年9月末の自己資本比率は11.1%と国際基準（8%）を相当上回る水準を維持。（13年3月末11.7%に比し0.6%。これは株価下落の影響分に相当。）

#### (2) 13年度通期の見通し

通期見通しでも、主要13行中11行が赤字を予想（主要行全体で2.5兆円）。

各行ともリストラ、自力増資等に積極的に取り組む動き。（三和は2,000億円の自力増資を完了。みずほ、中央三井、あさひ等が検討中。）

13年9月末の株価（9,774円）を前提とすれば、積極的な不良債権処理（6.4兆円）を行っても、14年3月末の自己資本比率は総じて10～11%程度の見込み。

（注）現時点で資本再注入の必要はないが、万一、信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合には、金融危機対応会議（議長：内閣総理大臣）の議を経て、15兆円の政府保証枠を活用した資本再注入を躊躇なく実施。